

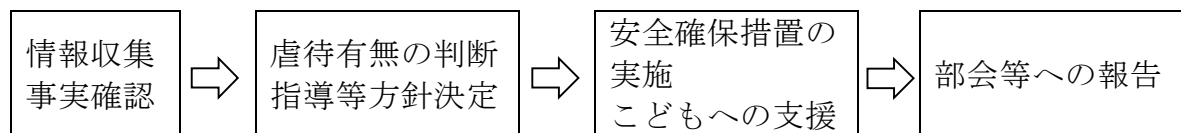
## 被措置児童等虐待報告部会の設置および運営について

### 1 設置経緯

児童福祉法の改正により、令和7年10月から保育所等の職員による虐待の通報が義務化されたことを受け、通報に対する行政手続きの客観性・透明性を確保し、こどもの権利を養護して適切な対応を講じるため、市が事実確認等の措置を講じた際に施設の情報やこどもの状況を報告する「被措置児童等虐待報告部会（以下「部会」という。）」を新たに設置しました。

### 2 運営について

#### (1) 通報等があった場合の対応



#### (2) 報告時期

社会福祉審議会開催時に部会を開催し、報告します。

ただし、重大な案件があった場合は単独で開催することがあります。

#### (3) 報告事項

##### ア 虐待に該当する事例ありの場合

- ・ 通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- ・ 虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）
- ・ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ・ 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ・ 所管行政庁において行った対応の内容
- ・ 虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容

##### イ 虐待に該当する事例なしの場合

- ・ 通報件数、施設等情報（個人が特定される情報は報告しない）

#### (4) 部会の役割

- ・ 必要に応じて所管行政庁の対応方針等について意見を述べる（改正児童福祉法第33条の15第2項）。